

(第一類 第五号)

第二回國會議院文教委員會會議錄第十七号

(六一八)

昭和二十三年六月二十五日(金曜日) 午前十時二十八分開議

出席委員

- 委員長 松本 淳造君
- 委員 水谷 昇君 高津 正道君
- 近藤 鶴代君 圓谷 光衛君
- 田淵 実夫君 野老 誠君
- 松澤 兼人君 松本 七郎君
- 伊藤 恭一君 久保 猛夫君
- 武田 キヨ君 黒岩 重次君
- 織田 正信君

出席政府委員

- 文部政務次官 岩本 哲夫君
- 文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

- 専門調査員 宇野 圓空君
- 専門調査員 横田重左衛門君

六月二十四日

地方教育委員会法に関する請願外十件(淺利三朗君紹介)(第一五八六号)
地方教育委員会法に関する請願外三百四十五件(石川金次郎君紹介)(第一五九二号)

地方教育委員会法に関する請願(關内正一君紹介)(第一六〇七号)
岡岡井藤志郎君紹介(第一六一七号)

地方教育委員会法に関する請願外一件(高津正道君紹介)(第一六一九号)
地方教育委員会法に関する請願(野老誠君紹介)(第一六二〇号)

地方教育委員会法に関する請願外一件(齋藤晃君外一名)(第一六二七号)
六・三制完全実施のための全額國庫

負担の請願(岡井藤志郎君紹介)(第一六三八号)

地方教育委員会法に関する請願(押川定秋君紹介)(第一六四一号)

公民館施設費國庫補助増額の請願(中島茂喜君外四名紹介)(第一六五一号)

地方教育委員会法に関する請願(米筆浦亮君紹介)(第一六五二号)
新制中学校建設費全額國庫負担の請願(中島茂喜君外四名紹介)(第一六五三号)

國立大学、高専の授業料値上反對の請願(高津正道君紹介)(第一六八六号)

地方教育委員会法に関する請願(藤原千代君紹介)(第一七二二号)
同(松本淳造君紹介)(第一七三三号)
同(伊藤郷一君紹介)(第一七四四号)

地方教育委員会法に関する請願外一件(松澤兼人君外二名紹介)(第一七一五号)
高専高等學校建設費の起債認可に関する請願(福田繁芳君紹介)(第一七二九号)

地方教育委員会法に関する請願(酒井俊雄君外一名紹介)(第一七三三号)

同(高津正道君外二名紹介)(第一七三九号)
同(平川篤雄君外一名紹介)(第一七四〇号)

同(大島多藏君外一名紹介)(第一七四一号)
東京女子高等師範學校昇格の請願

(押川定秋君外二名紹介)(第一七四二号)

地方教育委員会法に関する請願外三件(圓谷光衛君紹介)(第一七五五号)
地方教育委員会法に関する請願(内藤友明君紹介)(第一七五六号)

地方教育委員会法に関する請願外一件(降旗徳弥君紹介)(第一七五七号)
三重農林専門學校を大阪大学農学部に昇格の請願(川崎秀二君外一名紹介)(第一七九一号)

の審査を本委員会に付託された。
本日の會議に付した事件
教育委員会法案(内閣提出)(第一五二号)

○松本委員長 會議を開きます。前會に引續きまして、教育委員会法案の審査を進めます。

質疑に入ります前に、岩本政務次官から発言を求められておりますから、これを許します。岩本政務次官

○岩本政務次官 昨日の會議におきまして、第十條の御審議に関連し、第九條の解釈並びに第六條の解釈に関連する事項につきまして、私の方から御答弁申し上げましたところ、この間やや統一を欠いておつたような感じがあつた点につきましては、まことに申訳ない次第であります。この点につきましては、特に第十條に関連する事柄で、委員会の委員が、地方議會の議員のうち現に教員の職にある者は、その委員を兼ねることができるとかどうかという問題につきましては、與はややこれら

に關します予測の研究がやや徹底を欠いておりました事柄等から、この間に見解の相違が生じたのであります。が、きわめて重要な問題と考へまして、昨日の委員会終了後、部内におきまして関係者一同寄りまして、これらに對します善後の研究とさらに態度を協議いたしましたところ、本法案の條文をそれ自体から直情的に解釈いたしますれば、差支えないというような解釈も生ずるのであります。元來この法案は一箇年にわたる諸種の論議と研究、あるいは關係方面との折衝の間いろいろの議論が繰返し重ねられた結果、ややこの間結論の結果を得るにつきましたの權衡を欠いた等から、精神においてはあくまでも第九條の精神、すなわち現職の教職員は被選挙権がない。従つて委員会の委員になることができないという原則論に結論いたすべきが妥當なりとの部内の意見が有力になつてきたわけでありませう。さらにこの点につきましては、關係方面の旧來の折衝の内容意図等もあつたので、昨夜關係方面にもこの点につきまして協議をいたしましたところ、やはり第九條の現職の教職員は被選挙権がない。従つて委員会の委員たることを得ないという方針が堅持されることに相なりましたような次第であります。この点につきましては、私どもも統一せる御答弁の徹底を欠いておりましたことは申訳ない次第であります。以上、御答弁の徹底を欠いておりましたこと、以上の趣旨で御了承願ひたいと存するのであります。

但し現在のこの法規の條文のままでは、かような原則論というものにつきましては、やや疑義をはき得る余地が

ありますので、場合によりまして條文の一部修正が余儀ないのではないかと、この見解もまた生ずるのであります。が、たまたま法制局との接觸が、時間的關係でできておりません。但しこれを

厳密に言いますれば、絶対そのようなことに解釈はできるわけでもない。第九條の條文を廣義に解釈すれば、すなわち現職の教職員は教育委員会の委員の被選挙権を有しないといふことは、かりに地方議會の議員であつて現職の教職員を兼務したまま地方の議會の議員であつた場合においても、第九條の適用を廣義に解釈し、適用し得るものではないかといふ見解も生じ得るのであります。この点を御了承願ひたいと思

います。

○松本委員長 それでは法案の審査を進めます。

○野老委員 たいま岩本政務次官からの御説明でよくわかつたわけでありませうが、その点に関連いたしましたお伺ひしたいのです。それは現職の教職員でそのままだ方公共團體の議會の議員を兼ねておる、こゝういふものがあるわけですが、その際においては、いづれが本職になるものでありますか。すなわち小学校なら小学校の教員が本職であつて議員を兼ねておるといふ立場に立つか、それとも議員が本職であつて教職員は兼職であるか、そのいづれであるかといふことについて御説明を

願ひたいと思つておるわけでありませう。この点につきましては、私どもも統一せる御答弁の徹底を欠いておりましたことは申訳ない次第であります。以上、御答弁の徹底を欠いておりましたこと、以上の趣旨で御了承願ひたいと存するのであります。

願いたいと思ひます。

○若木政府委員 たいまの点につきましては、私の方では地方議会におきまして議員としての本分を盡す場合におきましては、議員たるの職責に限定せられ、学校の先生の職責に立つ場合には、学校の先生の本分を盡すというような次第であります。

○久保委員 今の話で、妙な答弁があつたようですが、これはここであまり問題にしてもしょうがないからいたしません、先ほどの御弁明は松澤委員が主として質問されたのでありますから、松澤委員がおられるときに私はやられたらよかつたのではないかと思つておりました。私がその問題を取上げてここでまた質問したいこともあるのですけれども、これはあとに譲りたいと思ひます。

○松本委員長 それではこの問題は適當な機会まであとに譲つてまいりませう。法案の審査を進めます。

第十一條 通常選挙は二年ごとに、選挙による委員の定数の半数に於いてこれを行ふ。

御異議ありませんか。

○水谷(身)委員 この「半数」というのは五名でいくとどうなるのですか。

○辻田政府委員 第六條第二項の、一般公選による委員の定数は、それと偶数になつておられます。その半数という意味でございます。

○松本委員長 次に移ります。第十二條 委員の選挙においては、選挙区を設けない。

なる、その人選に一般の選挙民が非常に困るだらうと思つたのです。なるべく選挙区をつくつて、その地方によくわかつておる人を選挙した方が適當であるように思われるのであります。この点について当局の御意見を伺ひます。

○辻田政府委員 この選挙区を設けない理由につきましては、過日申し上げたことがあります。公選により委員の数は、府縣におきまして六名、地方委員会におきまして四名でございます。しかも普通の場合におきましては、その半数ずつ選挙されるのが常態でございます。それで都道府縣について例をとつて申しますと三名になつておる。この三名につきまして選挙区をわかつて実施するといふことは、委員数があまりに少い關係上、かえつて適當な人を得ないのではないかと考へてあります。廣く全縣下から適當だと思はれる人を選挙するといふふうになつたといふ趣旨でございます。

○水谷(身)委員 そういたしますと、候補者の人物を選挙民に知らせるには、どういふ方法を用いるのですか。

○辻田政府委員 たいまの御質問に關しましては、二十七條によりまして、選挙運動に關する規定がございますが、この選挙運動に關しましては、地方自治法の知事の選挙につきましての選挙運動の規定を準用するのでございます。従つて氏名とか経歴等を掲載した文書を発行するといふふうなことにいたしました。また候補者の氏名を一般に掲示するといふ事柄ができるのであります。それによつて一般に周知するようになつた次第でございます。

○松本委員長 よろしうございませう。それで次に移ります。

第十三條 委員の選挙に關する事務は、当該地方公共団体の選挙管理委員会が、これを管理する。

御異議ありませんか。

○松本委員長 次に移ります。

第十四條 都道府縣委員会の委員の選挙と、地方委員会の委員の選挙とは、これを同時に行ふことができる。

○松本委員長 次に移ります。

第十五條 委員の選挙は、市町村の議会の議員の選挙に關する選挙人名簿により、これを行ふ。

○松本委員長 次に移ります。

第十六條 委員の候補者は、選挙人の推薦によるものでなければならぬ。

○松本委員長 次に移ります。

第十七條 前項の推薦は、選挙人が本人の承諾を得て、六十人以上の連署をもつて、その代表者から選挙長に届け出なければならぬ。

○松本委員長 推薦制度をとつた理由と、それから六十人という数は、どういふ理由で定められたか、お伺ひいたします。

○辻田政府委員 教育委員会の委員は、一般から國民の代表者として、適當であると認められる人を、自分で立候補するといふよりも、むしろ一般の人が、少くとも相當数の人が推薦をいたしました。そこで出ていくといふ方が、教育委員会の委員として適當であり、ふさわしいといふふうな考へのもとに、推薦制度にしたのであります。

これは十八條の供託金を要しないといふようなことも関連いたしました。教育委員会の委員は教育に従事するものであるといふこと、行政機関であるといふことの両方の立場から、推薦制度にいたしましたのであります。

なお六十人につきましては、これは御承知の通り地方自治法の五十四條において、町村長の場合においては三十人以上の連署で届け出ることになつておりますが、この三十人では都道府縣等の場合において少きに失するといふような考へのもとに、その倍数をとりまして六十人にいたしましたのであります。なお地方委員会におきましては、特にこの教育委員会の性格から考へまして、これを都道府縣より少くする理由も見当りませんので、都道府縣と地方委員会の場合を同様いたしましたのであります。

○松本委員長 他に御質疑ありませんか。

○水谷(身)委員 この推薦はみずから立候補しようという者が、推薦してもらうよう人に依頼するやうな方法をとつた場合には、どうなるのですか。

○辻田政府委員 もちろんそういう場合もあろうと思ひますが、趣旨といつたしましては、一般の推薦によつて人が出ていくといふことで、推薦制度にしたのであります。實際上にはそういう場合も起るかと思ひます。

○水谷(身)委員 實際の場合にはそういうことが往々起ると思ひますが、それで差支へないのですか。

○辻田政府委員 法規の形式的條件といたしましては、六十人以上の推薦がありましたならば、それでよいので

ございます。

○野老委員 六十人以上となつておりますが、都道府縣の場合と人口一萬程度の所では、住民の數に非常に大きな開きがあるだらうと思ふ。その開きたるや實に應大開きであるにかかわらず、まつたく同一の六十人と押えた理由、それを説明願ひたい。

○辻田政府委員 お話の通り人口によつて推薦者の數を適當にきめるということも、一方においては合理的だと思つておりますが、教育委員会の委員の定数を定めます場合にも御説明申し上げたのであります。この委員会の委員の定数につきましても、人口の比率による比例制をとらなかつたのでございまして、先日申し上げました通り、現在実施しておる先進國の状態等もよく調査いたし、またその運行状態の長短もよく考へいたしました。この委員の定数をきめたのでございませうが、そういう考へのもとに推薦につきましても、六十人以上の推薦ということについては、百万の府縣においても、一万の町においても、その精神からいつて、推薦制度をとつたといふ精神からいたしまして、比例制にする必要はないと思ひますか、人口によつて必ずしもきめる必要はないといふふうな考へておるのでございませう。

○野老委員 たいまの御説明の中で、先進國のいろいろの例の比例制の長短といふやうなものを御研究の上、こつたといふやうなお話でありませうが、その先進國の比例制の長短といふものについて、簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 比例制の長短と申しますか、人口に應じて何万以上は何人

の委員の定数によるといふように、大
体人口に比例と申しますか、それによ
つていたしますと、最低限が大体き
まつておりますので、人口が非常に多
い所になりますと、委員の数が非常に
多くなるのであります。その關係で、

この委員会の性格は、行政機關である
という性質からいまして、非常に委
員の数が多くなりまして、運営上支障
を來すといふことになりまして、そ
の点で一定の數に抑えることにいたし
たのであります。

○松本委員長 他に御意見はありませ
んか。――では次に移ります。

第十七條 委員の被選挙権を有する
者は、同時に二つの教育委員会の
委員の候補者となることができな
い。

○異議なしと呼ぶ者あり
○松本委員長 次に移ります。

第十八條 委員の候補者の届出に
は、供託金を要しない。

○水谷委員 供託金を要しな
いといふことについて、どういふお考
えでどういふ規定をなさつたのか。私
は、たとえば都道府縣のこの委員の候
補者でありまして、供託金が要らなけ
れば、立候補者が非常に多くなつてく
るのではないかと、これを心配する
のであります。何となればこれは全府
縣下でありますから、供託金なしに賣
名的な者がたくさん現れてくるとい
うようなおそれがあるのであります。

○水谷委員 供託金を要しな
いといふことについて、どういふお考
えでどういふ規定をなさつたのか。私
は、たとえば都道府縣のこの委員の候
補者でありまして、供託金が要らなけ
れば、立候補者が非常に多くなつてく
るのではないかと、これを心配する
のであります。何となればこれは全府
縣下でありますから、供託金なしに賣
名的な者がたくさん現れてくるとい
うようなおそれがあるのであります。

○水谷委員 供託金を要しな
いといふことについて、どういふお考
えでどういふ規定をなさつたのか。私
は、たとえば都道府縣のこの委員の候
補者でありまして、供託金が要らなけ
れば、立候補者が非常に多くなつてく
るのではないかと、これを心配する
のであります。何となればこれは全府
縣下でありますから、供託金なしに賣
名的な者がたくさん現れてくるとい
うようなおそれがあるのであります。

○水谷委員 供託金を要しな
いといふことについて、どういふお考
えでどういふ規定をなさつたのか。私
は、たとえば都道府縣のこの委員の候
補者でありまして、供託金が要らなけ
れば、立候補者が非常に多くなつてく
るのではないかと、これを心配する
のであります。何となればこれは全府
縣下でありますから、供託金なしに賣
名的な者がたくさん現れてくるとい
うようなおそれがあるのであります。

○水谷委員 供託金を要しな
いといふことについて、どういふお考
えでどういふ規定をなさつたのか。私
は、たとえば都道府縣のこの委員の候
補者でありまして、供託金が要らなけ
れば、立候補者が非常に多くなつてく
るのではないかと、これを心配する
のであります。何となればこれは全府
縣下でありますから、供託金なしに賣
名的な者がたくさん現れてくるとい
うようなおそれがあるのであります。

○水谷委員 供託金を要しな
いといふことについて、どういふお考
えでどういふ規定をなさつたのか。私
は、たとえば都道府縣のこの委員の候
補者でありまして、供託金が要らなけ
れば、立候補者が非常に多くなつてく
るのではないかと、これを心配する
のであります。何となればこれは全府
縣下でありますから、供託金なしに賣
名的な者がたくさん現れてくるとい
うようなおそれがあるのであります。

供託金を相当とすることにした方がい
いと思ふのであります。この点につ
いて御意見を伺います。

○辻田政府委員 第十八條におきまし
て供託金を要しないといふことにいた
しましたのは、第十六條において推薦
制をとることにいたしましたことと相
關連するのをごいまして、金を供託
することによつて、候補者としての資
格と申しますか、一定の條件を備える
といふことよりも、むしろ教育委員会
の委員としては、一般の推薦によつ
て、人的に信用ある人が候補者として
立つといふことの方が適當であると考
へましたので、十六條で推薦制をとつ
たのであります。従つて十八條では、
供託金制度について、あるいはその裏
づけが――自治法の方から申しますと
供託金制度もありませんので、その關係
で疑問がもたれるといふようなことが
あつてはなりませんから、自治法との
關係をも考慮して、ここに特別の例外
を規定したわけでございます。

○水谷委員 推薦制はまことに結
構であります。この六十名の推薦と
いふのは、一万以上の小さい都市にお
いても、都道府縣においても、人数が
六十名であつて、しかもその範圍が規
定してありませんから、たとえば六十
人といふ一あざでも六十人くらいの
推薦者は得られるのであります。この
いふ点からいくと、都道府縣の教育委
員会の委員を推薦するにしても、その
一部落だけで六十名の推薦者を得られ
ることになりますから、それではだれ
でも立候補することができるといふこ
とになります。ただいま申しました
ように、立候補が非常に多くなるので
はなかりうか。どういふことを心配す
るのであります。当局においては、
そういうことを御心配になりません
か、御意見を伺います。

○辻田政府委員 お話のようになこと
も、あるいは起ることがあるかと存
じますが、そういうたぐいさんの候補者
が出た場合に、それに対して選挙人の
立場からどういふふうにするであら
うかといふことも考慮して、その場合
には、やはり先ほど申しましたよう
に、選挙運動に関する規定によつて、
氏名とか、経歴等を掲載した文書を発
行し、また氏名等について一般に廣く
掲載をするといふようなことをいたし
ますので、選挙する人から見ますと、
そういうことをよく研究して、適當な
人を選ぶのではなかりうかと思いま
す。そこで必ずしも供託金制度を設け
ることは、この委員会の委員の選挙に
ついては、必要でないといふふうに感
ずるのでございます。

○水谷委員 候補者の人物、経歴
等をいろいろの方法によつて選挙民に
紹介をしてもらうといふことが、立候
補者を多くすることになる。ただで廣
告をしてもらうのでありますから、そ
ういふことができる、非常にたくさ
んの立候補者ができて困つた問題
になる。私はかように心配するのであ
ります。その点御心配にはなりません
か。

○辻田政府委員 委員会の制度が布
かれます当初におきましては、確かにそ
ういふことも起るのではなかりうかと
いう心配はあるのでございますが、だ
んだんこの委員会委員選定の趣旨が徹
底いたしますと、そういうことにつ
いては、また選挙をする人の方からも

○水谷委員 供託金を相当多額に
とつても、衆議院あるいは参議院には
立候補者が多いのであります。將來
衆議院や参議院に立候補しようと思
う者は、そういうことになると絶好のチ
ヤンスでありますから、非常にたくさ
んの立候補者が現われてくることと思
うので、どうしてもこれを適當に防止
しなければならぬと思ひます。私はど
うしてもこれは供託金をとつた方がい
いと思ふのであります。いざれ十分
研究した上で修正意見を出したいと思
ひます。

○松本委員長 次に移ります。

第十九條 教育委員会の委員の選挙
に於ては、有効投票の最多数を
得た者を以て当選人とする。

2 当選人を定めるに当り得票数が
同じであるときは、選挙会にお
いて、選挙長が、くじでこれを定め
る。

○田淵委員 本條の第二項であります
が、当選人を定めるに當り得票数が同
じであるときは、選挙会において、選
挙長が、くじでこれを定める。とあり
ます。最近各種の選挙を見ますと、得
票が同数であつた場合には、くじで当
落を定めるといふのがよく行われてお
るのであります。私は少くとも公の
選挙は、できるだけ立候補者が納得す
るところの手を盡して当落をきめて、
万策がないといふ場合に限つてくじの
ごときは行なうべきではないと思ひ
ます。もし、くじによつて不幸にして
落選する者があるならば、おそらく当
人は容易にあきらめがつかないであ
らうと思ふのであります。そこに何らか
本人があきらめをつけ得る理由とい
ふものが附されて、初めて当然は決定さ
れなければならぬ。それが不可能な
場合において、くじで行うことがなけ
ればならぬと思ふのであります。従つ
て従来用いられたところの、年長
者をもつてきめるとか、あるいはその
他のしかるべき順位によつてきめると
いふことがなされなければならぬと思
うのであります。その点当局の御見
解を承りたいと思ひます。

○辻田政府委員 ただいまお話しにな
りました選挙については、候補者を定め
る場合に、当落をきめるときに、落
選する人の十分納得するようになさな
ければならぬといふことにつきまして
は、まったく御同感でございますが、
第十九條におきましては、教育委員会
の選挙において同数となるような場合
は、まれな例であらうと思ひます。ま
が、その場合に必ずしも年齢のみでこ
れを定めることについても、いろいろ
また反対の理由も成り立ち得るわけ
でございますので、種々考究の結果、結
局くじで定めるのが最も妥當である
といふことに決したのであります。同
数の場合にはくじといふことになつた
のであります。

得ないだろうということは予想されるのでありますが、しかし法には法の建前というものがあつた。建前だけは確立しなければならぬということ、まれば場合にしかかようなことはあり得ないといふことは、また別な問題ではないか、こういうふうにも考えられるのであります。殊に年齢順位によつて当落を定めるといふ従来の慣行があるものであります。この慣行といへども、落選者は十分納得し得るものではない。心理的にはそうではなからうと思われぬのであります。しかしこの慣行は世界各國とも各種の選挙において行われているものであります。ゆえに、この慣行であるといふことが、納得のいく一つの大きな理由となるのではないかと思ふのであります。

○岩本政府委員 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

わけであり。○田淵委員 この点につきましても、はつきり当局と私の意見は対立するようでありませんが、なお先輩諸君とも協議いたしまして、修正すべき案としてとり用いられるものがあるならば、その際修正案を出したいと思ひます。○松本委員長 では次へ進みます。第二十条 在任期間を異にする委員の選挙を合併して行つた場合においては、得票数の多い者から、在任期間の長い当選人を選ばなければならぬ。得票数が同じである者のうち、任期の長短の定める必要がある場合には、選挙会において、選挙長が、くじでこれを定めなければならぬ。

御異議ありませんか。○松本委員長 では次に移ります。第二十一条 当選人が当選を辞したとき、死亡者であるとき、又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十七條の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き、当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、当選人を定めなければならぬ。2 地方自治法第六十二條第一項第五号から第七号までの事由若しくは、欠員が、同法第六十條第一項の期限前に生じたときは、当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、又はその期限経過後に生じた場合において、第十九條第二項の適用を受け

から、選挙会を開き、当選人を定めなければならぬ。

○黒岩委員 第二項の当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、この規定でありませうが、かりに当選をしなければならぬうちで、得票数の著しく少ない者が残つておつて、欠員が生じたからそれを順次繰上げるという方法が、つておつて、地方民の信頼のきわめて薄い人が、繰上つて委員になるといふような弊が生じるおそれがあります。その点についての制限の方法が何か考えられないのですか。

○辻田政府委員 教育委員会の委員の公選の規定は、原則といたしまして、地方自治法の地方公共団体の議会の議員の選挙に関する規定を準用しておるのであります。ここに特にこの法案の中に規定いたしました事項については、いわばその例外的な措置をする規定でございます。特にその例外的な規定を設けまするに至りました理由の一つといたしまして、あくまでも選挙主義を貫いて欠員等があつた場合にも、また再度補欠選挙をするようなことになりますと、非常に経費その他國民一般にも迷惑をかける場合も多くなるといふことが考えられますので、どう申しますか、欠員の補充等のごときは、やむを得ない場合は、もちろん選挙によらなければなりません。そのでない場合にはある程度欠員者をだんだん繰上げていく、繰上げ当選を認めたいといふふうにいたしました。選挙の回数も少くするといふことを主眼といたしまして、こういう規定を設ける御心配になりましたような事項

は、ある場合には起つてくることも予想はされるのでございますが、その点につきましては、特別にこの法案の中に規定は設けておりません。○黒谷委員 たとえば有効投票数を定員数で除した何分の一に満たないものは、その繰上げの当選人にはなれないといつたような規定を考へる必要はないかといふことを重ねてお尋ねいたします。○辻田政府委員 有効投票とかいうようなこと、あるいはまた有効投票の何分の一を得た場合についてだけ、この規定を適用するといふようなことも、考へられないことではないのであります。先ほど申しますように、この委員会の委員の選挙につきましては、再選挙等はできるだけ少くしたいといふ考へのもとに、第二十一條第二項の前段のような規定をつくることになつたのでございます。○松本委員長 他に御異議ありませんか。○松本委員長 他に御異議ありませんか。○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 では次に移ります。第二十三條 地方自治法第六十二條

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

○松本委員長 仰せはごもつともであるわけでありませんが、しからば年齢順位で当落を決するということにつきましても、同様に種々の議論が生じ得ると考へるものであります。くじの場合におきましても、御見解のごとく議論も生ずるのであります。新しいこといつた制度による問題等を前後考慮いたしまして、はなはだ答弁は不十分であります。抽籤制度が、まだ議論のあるうちにでも、やや穩当なものがある、かような解釈の結論になつた

体の選挙法を適用するということでは規定できないものでしょうか、当局のお考えを伺いたい。こういう詳しいことを書いていたら非常に煩瑣になると思うのですが。

○辻田政府委員 できるだけ私たちがいたしましては、この特例を設けず、全般的に地方自治法の選挙に関する規定が適用されることを期待しておるのでございますが、ただこの教育委員会の委員の定数が非常に少い。またそのために、たゞく補欠選挙をしなければならぬ、というふうな、あるいは再選挙をしなければならぬ、というふうな事柄が起りました。非常に國民一般に迷惑をかけてまいりますので、そこでできるだけこの委員会の選挙は万やむを得ない場合以外、選挙数を少くしようとする方針でございます。それで、それに基づいて必要な規定を最小限度に規定したつもりでございますが、どうしてもこれだけの規定は必要になつてきますので、やむを得ないと思つてます。

○岡谷委員 わかりました。
○松本委員 では次に移ります。
第二十六條 第六條第三項の規定による委員が欠けたときは、議会は、すみやかに委員を選挙しなければならぬ。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員 では次に移ります。
第二十七條 地方自治法第七十二條第一項に規定する都道府県知事の選挙運動に関する規定は、委員の選挙の選挙運動に、同條第三項の規定は、都道府県議会の委員の選挙に、これを準用する。但し、同條第一項で準用する衆議院議員

選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四百四條第四項中「都議會議員選挙管理委員会又は道府県議會議員選挙管理委員会」とあるのは、地方委員会の委員の選挙については、「当該地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替へるものとする。
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松本委員 次に移ります。
第二十八條 委員の選挙については、この法律又はこれに基づく政令に別段の定めがある場合を除いては、地方自治法に定める普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する規定を準用する。
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松本委員 次に移ります。
第二十九條 委員の選挙権を有する者は、委員の解職の請求をすることが出来る。
2 前項の解職の請求に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求の例による。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員 次に移ります。
第三十條 委員は、教育委員会の許可を得て辞職することが出来る。
○松本(七)委員 専門調査員の方からこれに対する修正意見が出ておるようですが、ちよつと御説明を願いたい。
○宇野専門調査員 この三十條につきましては、本来單純に委員の辞職という意味合でその規定ができておつたのでありますが、前の二十三條その他とのいろいろの関連がありまして、私ども考へておるうちに、いろいろ文部当

局の意見を聴きましたところが、むしろ修正を要する箇所として指摘しておきましたように、
二、第三十條の見出し、「委員の辞職」を「委員の辞職及び資格の決定」に改め、同條を次のように改め

委員の辞職及び資格の決定については、地方自治法第六章第八節の規定（第二百二十六條但書の規定を除く）を準用する。但し「普通地方公共団体の議会」とあるのは「教育委員会」と、「議員」とあるのは「委員」と読み替へるものとする。
こういふふうによつた方が適當であろうというふうにおつちぎました。なお、この内容等につきましては、文部当局の方からいろいろ方針を説明していただければ十分かと思つてますが、こういうふうに変更した方が、この一項を加えておいた次第でございます。

○松本委員 これに対する文部省の御注意をお伺いいたします。
○辻田政府委員 三十條の委員解職の規定を拡張して、地方自治法第二百二十六條以下にある資格の決定についての條文を必要とするのではないかと御注意でございます。この辭職のことについては、地方自治法第二百二十六條に書いてある内容を、本法案の三十條に出してございしますが、地方自治法百二十七條以下の規定については、別に本法案に規定を設けてありませんので、その点は調査員のお話のようにしていただいた方が完璧になるのではないかと申します。至急研究してみたいと思つてます。

○松本委員 次に移ります。

第三十一條 地方公共団体は、委員が職務を行うために要する費用を弁償しなければならぬ。但し、委員に報酬を支給しない。
2 費用弁償の額及びその支給方法は、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

○岡谷委員 委員の職務を行うために要する費用、これは実費弁償ですが、その額を地方公共団体の條例で定めるという事になれば、これはその地方公共団体によつて非常にまち／＼になると思うのですが、それよろしいのですか。
○辻田政府委員 その点は地方公共団体によつてまち／＼になることはやむを得ないと思つてます。
○岡谷委員 まち／＼になると非常に差がつくと思つてますが、大体の基準を定める意思はないのですか。
○辻田政府委員 地方公共団体が独自の活動をなす上において、その行政機関として教育委員会がありますので、その費用弁償等の額についても、原則として公共団体自身で定めるべきだと思つてます。ただ費用の額については、たとえば国会の議員の例によるのか、あるいは監察委員の例によるのか、あるいはさういふことも起るかも知れませんが、さういふような場合においても、この委員会の委員が特に報酬を支給しないという点から鑑みまして、大きい額をわれ／＼としては希望しておるのであります。従つてさういふことにつきまして、地方公共団体の方から御相談等がありました場合には、もちろんさういふ方針で相談したいと思つてます。

○松本委員 次に移ります。

○岡谷委員 これは市とか都道府県の方に、あまり問題は起らないと思つてますが、私は地方の状況から見て、従来の例から見ると、地方の小さい特別教育区等においては、その村によつては、たとえば従前村において年末賞與のごときを支給する場合においても、ある村においては十割も支給して、一方においては無報酬の村もできたのであつて、これは実費弁償を結局無報酬でもよいという極端な委員会もできないとは予想できないのですが、さういふ点についての何らの考慮を拂つておらないのですかどうですか、そこをお伺いしたいと思つてます。

○辻田政府委員 第三十一條の第一項によりまして、費用弁償は必ずしなければならないことになつておりますが、その額については、公共団体の條例によつて定めるといふことになつておりますので、従つて費用弁償を全然しないといふことは、法規に違反することになると思つてます。

○黒岩委員 他の委員のごとき公職にある者には、歳費が支給されることになつておると思つてますが、この教育委員会の委員のごとき、非常に重い責任を負つて仕事をしなければならぬ者に、歳費の支給をしないといふことについて、この当局の御見解を承りたいと思つてます。費用弁償については、これは実費といふことが基準になつておりますので、私はその点については格別の異論はございませませんが、今初めにお尋ねしました点についてお答えを願いたいのであります。

○辻田政府委員 お答え申し上げます。仰せのごとき、この教育委員会の委員は非常な職責をもつておるのであ

りまして、そのために相当な努力を使わなければならぬことは当然でございます。しかるにもかかわらず、歳費その他報酬を全然支給しないということは、適当でないかという御主張でございますが、その点一面においては、まったく同感なところもあるのですが、ただこの教育委員会の委員は一般の住民を代表しておりまして、しかもこれが行政官である。この場合においては、一般の國民として、ある程度別に相当な生計の途を立てておられます。それによつて自分の生活の主要な部分を賄つておられる方が、おそれなくこの委員会の委員に選ばれることになるのではないかと思つておられます。先ほどお話の御趣旨は、まことにごもつともな点があるのですが、この委員会は今申しましたような趣旨からいたしまして、この際は報酬を支給しない。しかし費用弁償は必ずしなければならぬというようにしたのであります。なお委員の委員会の設置してあります諸國の例を見ましても、委員に報酬を支給してない國、あるいはアメリカ等におきましては州が多いのでありまして、そういうふうな実例をも勘案して、三十一條のような規定になつたのであります。

○黒岩委員 報酬を支給しないという理由としては、かような委員会を設置してある世界各國の実例があるからということ以外に、今の御答弁には理由がないと思つておられます。わが國の事情を考へますときに、この委員会は労働組合法による使用者としての責に任ずる立場にあります。今日、教員組合が充足以來、その法に基きまして、使用者側に対する団体交渉なども頻繁に行われまします。また事態によりましては、ストライキをやつた実例もござります。今後ともそうした問題は頻繁に起るだらうと思つておられます。そういう点と、ほんとうに愛國的な熱情に燃えて、無報酬でもよい、教育のために身を捧げてやうという聖人君子に近い委員があれば、いかなる難関に遭遇いたしましても、その職責のために忠実にやつてくれるだらうと思つておられます。わが國の現状から考へますときに、さうな篤志者がさうたくさんあらうとは思われません。現に地方自治体の長になります者は、相當の報酬を受けて自治のために盡しておられます。その自治に匹敵する教育行政を担当する責任者が、いわゆる率仕的な立場において十分仕事ができるということを確認をもつてお考えになれるかどうか。また一つは、裕福で、生活の資はほかに求められるような立場の人のみ、かような仕事ができるということになります。その間に、さうなれば、資産のない、収入の途の乏しい人は委員にはなれないという大きな矛盾を生ずると思つておられます。一面無報酬の委員は責任を軽く考へるといふことが、今までの制度の上においてよく実例として考へられるのであります。従つて、この委員会がすべての仕事の実権を教育長以下事務局の者に任せてしまふような実情になりはせぬか。さういたしますと、地方教育長以下事務局のものは、委員会に名をかりて教育専制を行ふという弊害が起りはしないか、つまり天皇の名をかりて東條軍閥のやつたと同じようなことを、この地方教育委員会の名をかりて、教育事務局において行ふといふこととが憂慮せられる点もあると思つておられます。さうしたようなさまじい欠陥につきましても、十分御考慮になつておと思つておられますが、その点につきまして詳細な御説明を願ひたいと思つておられます。

○岩木政府委員 御答へいたします。御指摘の御意見の点まことにござつてもあります。私どもの方におきましても、この第三十一條のさうした條文につきましても、さういふ議論し、かつ研究を重ねられたのであります。お説のようなぐあいには人格高潔、かつ教育に熱心なる士は、おおむねとは申しません。財政的清查の方が多い。またさうしたような方において、まことに純眞なる教育行政の遂行ということとが、國家的に欲求されるような事態から、この報酬を支給することができないといふようなことにつきましても、まづたく同感をもつ点もあるものであります。ただしこの委員会が毎月一回定例の会議のほか、臨時的な会議があらります。またある委員会において、当面する諸問題があつて、常に連日また三日にあげず委員会を開催するやうな場合と、ほとんど一箇月一回ないしは二回くらいな会議で、あとは事務局の事務長に一任しても差支えない程度に範囲の了解と施策が済めば、それでもなし得る月もあるもので、そこはさうした諸種の事情を考慮、勘案いたしまして、文部省といたしましては当該地方公共団体の條例でこれをきめてほしいといふことを要請いたしておられます。その内容につきましても、特にその委員会に出席する実費弁償は、十分この報酬に相当するやうな額を念願いたしておるのであります。これを始めから報酬として毎月なんぼと

きめるといふやうなことにつきましても、非常に諸種の困難がありまして、結局この委員会開催の度合、程度等を考慮いたしまして、この実費弁償を十分歳費に相当したやうなふうになり、地方公共団体に、この機会に願つておくりまします。以上で御了承を賜わりますれば、幸いでござります。

○黒岩委員 御説明を願ひまして御立場は了解いたしました。さうな方法でやりますときには、教育長が教育行政の実権を握つて、委員会はその諸問題の性格になるといふおそれがござりますが、さうなおそれは当局はお考えにならないのですか。

○岩木政府委員 絶対にさうなことはならないと思つておられます。

○久保委員 私は教育委員会の委員に歳費をやるべきだ、こう考へるものであります。その理由としてお上り四つがあげられると思つておられます。第一に教育委員会の職務というものはきつめて重大であつて、しかもその仕事はまことに多忙であるのであります。月々例会が開かれ臨時の会議が開かれるといふことは、三十四條ないし三十五條で規定されておられます。今日教育界にはきつめて問題が多いであらう。従つてこの例会といふものが再々開かれるといふことも考へなければならぬ。この教育委員会の仕事の内容というものが、実に日本再建の基盤をなすところの大きな職責をもつておられます。さういふ立場から考へまして、

（委員長退席、高津委員長代理着席）

委員には歳費を與うべきである。なお相當額のものを出さねばならぬと思つておられます。

もう一つその次の理由としましては、今日は日本はほとんどの人が生活不安の実情にある。余裕をもつて生活しておるといふ人は、きわめて少いのであります。外國の例をとつて説明をなさいました。おそれなくその外國といふのは、戦争前の、平時のいわゆる生活が安定した場合は、しかもアメリカ等の裕福な國ではないかと思つておられます。それを今日の日本のこの窮迫した事態を認識せずに考へられたのであれば、実に迷惑だと私は思つておられます。全然さういふことを考へる基盤が私は違つたので、さういふときには、はたして無報酬で、黒岩君が言われたやうに、聖人君子が得られるかどうか。

第三点はこの委員といふものは、きつめて有能な適任者を得なければ目的を達することができないといふ立場にあり、なおまたその委員の活動、それは熱心に研究を勉勵してもらわなければならぬのであります。ただ単に実費弁償といふ、さういふことではいけません。自分の家にあるときも、あるいは教育法規を調べ、あるいは教育関係の、たとえば労働組合の関係もあらます、さういふ方面を調べ、あるいは教育内容も調べ、新時代の教育といふものがどうあらねばならぬかといふことを、常に研究してもらわねばならぬ方なのであります。従つて教育委員といふものは何も集まつたときだけが仕事ではなくして、特別の職務遂行に努力してもらわねばならぬ特別の委員であります。従つてさういふことを考へてみますときに、もし選ばれた方が相対りつばな方でありまして、人間といふものは、ものを見るときに、どうして自分の人生経験と現実の生活の

とが憂慮せられる点もあると思つておられます。さうしたやうなさまじい欠陥につきましても、十分御考慮になつておと思つておられますが、その点につきまして詳細な御説明を願ひたいと思つておられます。

○岩木政府委員 御答へいたします。御指摘の御意見の点まことにござつてもあります。私どもの方におきましても、この第三十一條のさうした條文につきましても、さういふ議論し、かつ研究を重ねられたのであります。お説のようなぐあいには人格高潔、かつ教育に熱心なる士は、おおむねとは申しません。財政的清查の方が多い。またさうしたような方において、まことに純眞なる教育行政の遂行ということとが、國家的に欲求されるような事態から、この報酬を支給することができないといふようなことにつきましても、まづたく同感をもつ点もあるものであります。ただしこの委員会が毎月一回定例の会議のほか、臨時的な会議があらります。またある委員会において、当面する諸問題があつて、常に連日また三日にあげず委員会を開催するやうな場合と、ほとんど一箇月一回ないしは二回くらいな会議で、あとは事務局の事務長に一任しても差支えない程度に範囲の了解と施策が済めば、それでもなし得る月もあるもので、そこはさうした諸種の事情を考慮、勘案いたしまして、文部省といたしましては当該地方公共団体の條例でこれをきめてほしいといふことを要請いたしておられます。その内容につきましても、特にその委員会に出席する実費弁償は、十分この報酬に相当するやうな額を念願いたしておるのであります。これを始めから報酬として毎月なんぼと

うという一、二例をあげますならば、第九條において、現職の教員及び教育職員の特許状を有する教育委員会の職員は、教育委員会の委員の被選挙権を有しないと限定してあるものであります。ところが実際は教員であつて教育行政に多大の関心をもつがゆゑに、教職を退いて教育委員会の選挙に立候補するといふ人、あるいは教員免許状を有する職員にして、教育委員会において活動した結果経験と技術とを得る。あるいは従つてそこから生ずるところの自負なり、技術なり、熱意なりをもつて立候補するといふような人は、これはまれにあるといふより往々あり、往々といふより、むしろ再々こういふことは起り得るのではないかと思つてあります。そうした場合に、もし無報酬といふこの三十一條の規定があるならば、そこに不都合が生ずる、つまり不当なる制約をこれに加えるものである。教育行政が教育と表裏一体なものであるならば、当然教育専門家が教育行政専門家としてここに登場することを考へなければならぬと思つてあります。このように實際問題において、すでに不当なる制約を加えることになるのではないか、このように私は考へるのであります。従つてこの点前の委員会におきまして、細野政務次官の御答弁など、教育行政は他の行政よりは異なるものである、特殊なものであるといふような立場から、委員には報酬を興えないことにしておるのであるといふような答弁があつたのであります。もちろん教育行政はこれ以外の行政と異なる。しかしこのことは教育自体について見るならば、青を赤でないといふのと同じことであつ

て、何らそこに無報酬であつてよろしいという回答にはなつておらないのであります。ただいまの政務次官並びに局長の御説明、答弁によりまして、私が納得した点は、ただむすかしい他の方面との関係がある、そういう点のみなのであります。このむすかしい点がはたしてどこまでむすかしいのかという点に至つては、まだ納得がいきかねるのであります。その点、私はこれ以上論議を電ねることも、時間の都合上どうかと思ひますが、はつきり無報酬という規定は改正されなければならぬといふ意見を表示しておきます。

○松本委員長 この問題はやはり相當大きい問題だと思ひますので、修正案御提出の場合に譲つていただいて、次へ移つたらいかかと思ひます。

○松本(七)委員 いずれ修正案のときに、十分申し上げなければならぬと思ひますが、やはりこの際今までの委員の意見で、はつきり意見を申し上げておきたいと思ひます。政府の答弁で、政府としても非常に苦しい立場におられることは、われわれもよくわかります。しかし先方との折衝に、はたしてどの程度努力されたのか、その点については、われわれ大いに疑いをもつておるのであります。これは国会とは立場が違ひますので、その苦しさは十分わかります。この上は国会みずからがそれを償うだけの努力をしていくよりは、はかなかりうと思ひます。そういう意味で政府に十分われわれの満足するだけの答弁を求めることはこれ以上いたしません。ただ今まで言われた議員の意見に、私は全面的に賛成で、多少補足しておきたいと思ひるのは、やは

りこの條文も非常に理想を追い過ぎておる。なるほど、われわれは先進民主主義の國の例にならつて、いいところをどん／＼とつていかなければならぬのであります。あまり日本の実情を無視し過ぎておる。アメリカのように非常に金をもうけた人々、その金をもうけたといふことは自分だけの努力ではない、これは社會の恩によるものであるといふような觀念から、公共事業、特に教育方面には非常な努力をする。そういう人がたくさんおる所では、あるいはこういうことが考えられるかも知れませんが、しかし現在日本でこういうことをやりますならば、第一に選挙公費といふことが少しも徹底しておらない今日においては、選挙そのものに金が要る。しかも委員になつてくれば、委員としての仕事以外に、やはり何だかんだといつて費用を負担しなければならぬ。そういう状態、無報酬でこれをやつていこうといふようなことで、はたしてこの委員会がこの目的をよく達成するかどうかという点に大いに疑いが生じてくるのであります。この法律案では委員会に非常な責任と権限を興えておきながら、かんじんなどころでこの委員会を骨抜きにしてしまふ。そして先ほど久保さんは事務局の方に実権が移るといふ危険が絶対ないといふ言われたいといわれたいが、これによつてその危険をますます増大するといふことを私は確信いたします。なるほど実費弁償といふことによつて運用の妙を得ればいいいじやないかといふことも、解釈としてはできませんが、はつきりと報酬を支給しないという規定を法文に入れて以上は、そういう運用上の解釈と

いうものは、これは全然あてにならないものとして考へられませんか。従いまして、この條文はむしろ十分な報酬を支給するといふ積極的な面に改正していかなければならぬものと考えます。今までの教育の仕事といふものは、教員が学校にいる間だけを労働の時間と考へ、あるいは教育といふことが神聖な非常に高尚な仕事であるといひながら、實際の経済的な面では、それが少しも十分に行うだけの保障がされていなく、いろいろな事情であつたことに鑑みまして、この点でこの教育界を突のあるものにするという意味で、絶對にこれは報酬を支給するように改めたいと考へるものであります。

○黒岩委員 政府の御答弁は、報酬をやつてはならぬといふ理由を示しておりません。報酬は関係筋の考へもあつて出さないことにしたといふ意味の答弁しかないのであります。そうしたよきな自主性のないところのあやふやな答弁をしておきながら、政務次官は、この委員会が弱体であるために不当に事務局の実権が増して、そこに將來の禍いが生れる心配は断じてないといふ極言をしておる。自信のない制度をつくりながら自信のあるその断定を下すところにも私は矛盾があると思ふ。日本が敗戦國であることは、われわれも十分承知しております。そして教育の民主化が戦勝國からわれわれに義務として興えられておるといふことも存じております。またこの義務を果すことは、日本の將來のために幸福であるといふ喜びをもつておるわけでありませう。ところがその民主化の具体的方法に至りましては、まことに矛盾はなはだしいところの方法を強いられておる。今

日無報酬で働ける人間は、日本にはやみ屋よりほかにありません。やみ屋もまた、持つた以上に金が欲しいといふことになれば喜んでやります。農村には昔からいわれる家父長と称せられるところの生活の安定をした階級があつたのであります。農地改革法によりまして、この人たちの生活はまことに窮乏のものであります。してみると、やみ利得者でなければ、こうしたような教育委員には出られないといふような事情を、いさ少し徹底的に關係へお話をするだけの熱意を、当局はもたねばならぬと思ひます。どうも少し文部省は文部省としての責任を完遂した上で、われわれに安心させてもらいたい。國家の実情をつぶさに話をするといふことは、決して敗戦國の政府であるからといつて、向うに対して非礼ではない。そして日本では民主化するには、いかにすれば最もよくいふことができるかといふその制度をつくらなければならぬ。こうしたような観点から、われわれはわれわれの立場においても主張をいたしますが、今後とも政府はもう少ししつかりした態度で、礼儀というものと卑屈といふこととの區別をはつきり知つて、仕事をしていただきたいと思ひます。

○高津委員 岩木政務次官、辻田局長のお話を聞いておると、報酬はやるべきであるけれども、やれないから、運用の妙をもつて、旅費その他視察といふような形式で、大体それに相當するようなものを出したい。こういうお話であるが、これは不健全な財政主義であると思ひます。民主主義において

は何のためにどれだけの経費が要つた
というようなことを、はっきりして物
事をガラス箱の中に入れて、どこから
でも見えるようにすることが非常に大
切だと思ひます、今日の時事新報を讀
んでみますと、問題の昭和電工が、い
わゆる接待費などに使われるその他の
経費というものが、他の会社と比べて
非常に過大であることが判明した。去
年の五月ごろからだん／＼それが膨脹
して、去年の十二月には一千三百万円
ほどになつておる。今の場合はいわゆ
る旅費、そういうようなものがほとん
どその他の経費的な扱いの中に入れら
れるのでありますが、それだけの額を
出した自治団体の條例で、そういう
ように出せるように規定してもらうよ
うな考案であるという政府のお考えで
あるようでありますが、それだけの経
費を實際に出すのならば、そういう形
で出さないで、正式にそれを費費いく
らときめて、そうしてその人々に職務
をもつてもらふようにするのが、それ
が民主主義に適つたやり方であらう。
あいまいな形でとにかくそれだけは出
してやるというやり方は、不健全な
財政方針である。このように私は
考へることをこの際申し添えておきま
す。諸君の意見はもちろん私賛成で
す。

○松本委員長 先ほど申しましたよう
に、本條はかなり重要な問題を含んで
おりますので、後ほど修正案で提出願
うということにいたしました。次へ移り
ます。

第三十二條 委員の宣誓、法令等に
従つて義務及び服務に關しては、別
に地方公共團體の職員に關して規
定する法律で、これを定める。

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員長 それではやはり速記の
關係でどうしても時間をこれ以上延ば
すことができないのであります、本
日の審議はこれで終りたいと思ひま
す。

午後零時二十一分散會

昭和二十三年九月二十八日印刷

昭和二十三年九月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局